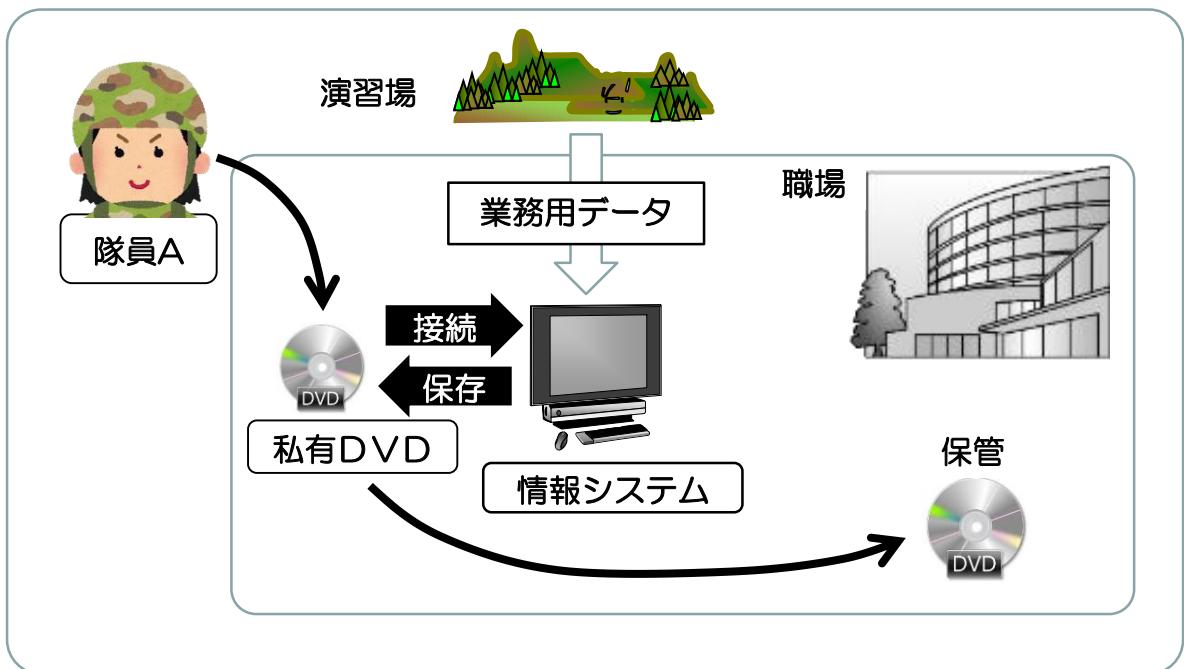


## 事例1：業務用データを私有可搬記憶媒体に保存

### 【概要】

隊員Aは、演習場で記録した業務用データを職場の情報システムを使用して、私有可搬記憶媒体（書き込み可能DVDメディア）に保存した後、そのDVDを事務所に保管しました。

その結果、隊員Aは、停職5日の懲戒処分となりました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
私有可搬記憶媒体を防衛省の情報システムで使用（接続） 私有可搬記憶媒体で業務用データを取り扱い（保存）	情報保証に関する訓令第45条 (私有可搬記憶媒体の取扱い)

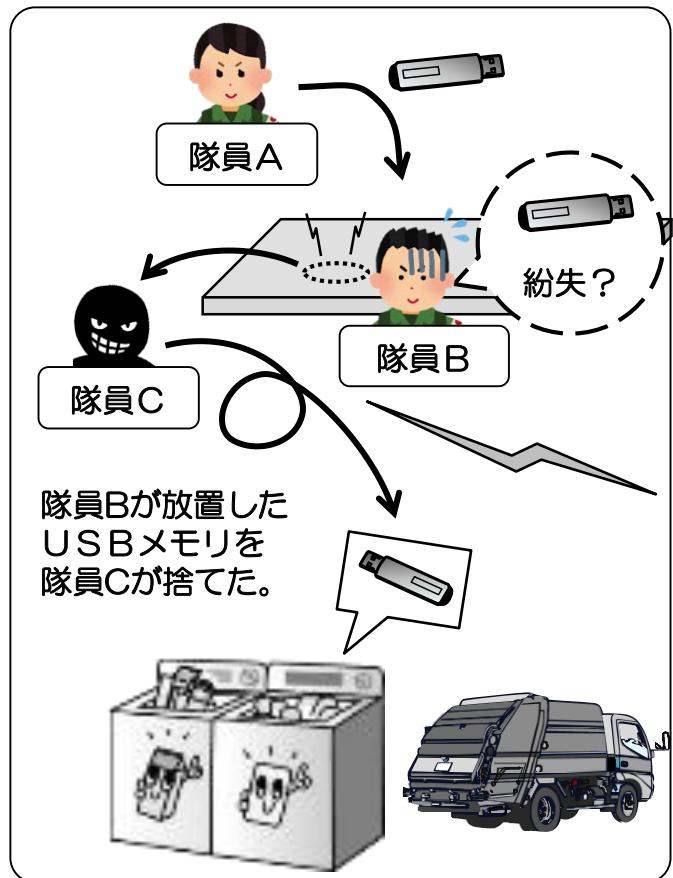
## 事例2：可搬記憶媒体（USBメモリ）の紛失

### 【概要】

隊員Aは、訓練中、業務用データが保存された可搬記憶媒体（USBメモリ）を持ち出し、隊員Bに使用させていたところ、隊員Bは、机上に置き忘れたまま帰宅しました。

翌日出勤した隊員Bは、USBメモリの紛失に気付き、搜索が行われましたが発見に至らず、USBメモリ内の業務用データが漏えいしたおそれが生じました。

このため、隊員Aは戒告、隊員Bは訓戒の懲戒処分となりました。



なお、この懲戒処分の後、同じ職場の隊員Cが当該USBメモリを故意にゴミ箱に捨てたことを自供しました。

その結果、隊員Cは、停職の懲戒処分となりました。

### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
USBメモリ使用後、所定の保管場所へ未返却 使用者が申請せずUSBメモリを使用	情報保証に関する訓令第43条 (可搬記憶媒体の管理) 情報保証に関する訓令の運用について（通達）